

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 愛知県

令和8年7月21日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.3%
全職員	79.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	101.7%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	95.5%
26～30年	94.4%
21～25年	87.9%
16～20年	86.6%
11～15年	86.3%
6～10年	89.1%
1～5年	97.4%

【説明欄】

- 職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上、職員の給与の男女の差異は生じませんが、諸手当の受給状況や男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じています。
- 男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられるものは下記のとおりです。
 - ※1 「任期の定めのない常勤職員」
管理職に占める女性の割合は16.97%、課長を補佐する職の割合は26.77%となっており、女性の役職者の割合が男性よりも低くなっているため。
 - ※2 「全職員」
「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は26%、女性職員は41%となっており、女性職員の方が高いため。
- なお、本庁係長相当職については、本県の本庁における組織の最小単位の長は本庁課長補佐相当職となるため、該当ありません。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
管理的地位にある職員	16. 97%

【説明欄】

- 令和 8 年 2 月に策定した「愛知県職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム 2026」において、課長級以上の管理職に占める女性の割合を「2030 年度末までに 20%」とする目標を掲げています。
- 令和 7 年度の割合は 0. 57 ポイント上昇し、16. 97%（令和 6 年度：16. 40%）、人数は 212 人（同：205 人）で、登用率・人数ともに過去最高となっています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
本庁部局長・次長相当職	14. 56%
本庁課長相当職	14. 25%
本庁課長補佐相当職	26. 77%
本庁係長相当職	—

【説明欄】

- 女性職員の登用については、マネジメント能力や政策形成能力などに優れた女性職員を積極的に管理職へ配置するとともに、幹部候補としてのキャリア形成のため、本庁への積極的な配置による女性の職域拡大も進めています。
- 令和 7 年度の本庁部局長・次長相当職の割合は 2. 68 ポイント上昇し、14. 56%（令和 6 年度：11. 88%）、人数は 15 人（同：12 人）、本庁課長相当職の割合は 1. 85 ポイント上昇し、14. 25%（令和 6 年度：12. 40%）、人数は 56 人（同：48 人）、本庁課長補佐相当職の割合は 1. 87 ポイント上昇し、26. 77%（令和 6 年度：24. 90%）、人数は 136 人（同：128 人）となっており、割合・人数ともに昨年度よりも増加しています。
- なお、本庁係長相当職については、本県の本庁における組織の最小単位の長は本庁課長補佐相当職となるため、該当ありません。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

<知事部局等>

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	96.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

<県立学校>

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80.0%
女性	90.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

<知事部局等>

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	2.1%	0.5%	—	0.0%
2週間以上1月以下	26.3%	0.0%	—	33.3%
1月超3月以下	25.0%	0.9%	—	50.0%
3月超6月以下	18.3%	0.5%	—	16.7%
6月超9月以下	8.3%	2.8%	—	0.0%
9月超12月以下	15.8%	26.1%	—	0.0%
12月超24月以下	2.9%	39.8%	—	—
24月超	0.0%	29.4%	—	—

<県立学校>

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2 週間以上 1 月以下	12.5%	0.0%	—	0.0%
1 月超 3 月以下	25.0%	0.0%	—	50.0%
3 月超 6 月以下	0.0%	11.1%	—	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	0.0%	—	50.0%
9 月超 12 月以下	50.0%	0.0%	—	0.0%
12 月超 24 月以下	12.5%	33.3%	—	—
24 月超	0.0%	55.6%	—	—

【説明欄】

- 育児休業取得率について、知事部局等の常勤職員（460 名）では、男性は 96.4%（前年度から 11.1 ポイント上昇）、女性は 6 年連続で 100%以上となっており、県立学校（事務職員に限る）の常勤職員（20 名）では、男性は 80.0%（前年度から 24.4 ポイント上昇）、女性は 90.0%（前年度から 0.9 ポイント下降）となっています。
- 男性職員の育児休業取得期間の分布状況について、取得期間が 1 月超である常勤職員は、知事部局等では 70.3%、県立学校（事務職員に限る）では 87.5%となっています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	20.8 時間／月
内部部局等以外	9.7 時間／月

【説明欄】

- 内部部局等については、令和 6 年度（21.0 時間／月）と比べ 0.2 時間減少しています。
- 内部部局等以外については、令和 6 年度（10.3 時間／月）と比べ 0.6 時間減少しています。
- 内部部局等・内部部局等以外を合わせた全体の実績は 15.3 時間／月であり、そのうち知事部局は 14.5 時間／月、知事部局以外は 18.0 時間／月となっています。